平成２６年（フ）第３号
岐阜県高山市岡本町２丁目５番地１
破産者　株式会社キクチ
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第４３０号
静岡市葵区瀬名中央４丁目５番66号
破産者　株式会社モンディアル
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３０号
愛知県みよし市黒笹町桐山166番地
破産者　ミヨシモンド株式会社
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
愛知県安城市横山町石ナ曽根176番地４　第２東海ビル302、商業登記簿上の本店所在地三重県四日市市新正１丁目11番18号１Ｂ
破産者　株式会社フォーエバー
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０７号
大阪府吹田市長野東14番地の８
破産者　有限会社ジップ
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７４２号
大阪市西区江戸堀１丁目23番13号　肥後橋ビル３号館
破産者　株式会社グラファイト
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０７１号
大阪市北区天満３丁目８番10号
破産者　株式会社クワニー
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５６６号
大阪市中央区南船場１丁目10番19号　403号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南船場１丁目13番29号
破産者　株式会社Ｎ・Ｔ・Ｓ
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８３７号
大阪市天王寺区上汐５丁目７番29号
破産者　株式会社ショーフレックス
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９４２号
大阪府門真市四宮３丁目10番29号
破産者　株式会社大植製作所
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６８２号
大阪府大阪狭山市山本中328番地の１
破産者　仲野水道株式会社
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８０５号
大阪府羽曳野市学園前５丁目191番地の５
破産者　有限会社テクニカ
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
奈良県磯城郡田原本町雟271番地の１
破産者　有限会社シーズ
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
福岡県久留米市長門石５丁目５番21号
破産者　株式会社マルミヤ紙業
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第８８号
大分県日田市豆田町10番11号
破産者　水の里製菓有限会社
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５０８号
北九州市門司区原町別院17番18―601号
破産者　双和株式会社
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８１９９号
京都府京都市東山区粟田口三条坊町17―306
破産者　堀井　規隆
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２４号
東京都町田市相原町2893番地13
破産者　久保田寿明
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８０４号
東京都府中市宮町１丁目11番地の４イプセ府中1502
破産者　芳賀　政壽
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８０６号
東京都東大和市仲原３―13―13、住民票上の住所東京都東大和市新堀３丁目12番地の12ハイツサンライト201号片野方
破産者　松川　良男
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８０７号
東京都東大和市仲原３―13―13、住民票上の住所東京都東大和市新堀３丁目12番地の12ハイツサンライト201号片野方
破産者　松川　昌子
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部